

届出保育施設の保育料無償化について

(届出保育施設について)

保育を行うことを目的とする施設であって認可保育所以外の施設の総称を「認可外保育施設」としております。しかし、「認可外」という言葉は、法律に違反するかの印象を与える文言であることから、福岡県では平成21年4月から、呼称を「届出保育施設」としています。

幼児教育・保育の無償化の対象となる届出保育施設は、国が定めた基準（認可外保育施設指導監督基準）を満たし、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受ける必要があります。

ただし、現在基準を満たしていない施設が基準を満たすため、5年間（令和6年9月末まで）の経過措置期間が設けられています。

令和6年10月以降も無償化の対象となるためには、令和6年9月末までに「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されている必要がありますが、当該証明書の交付に当たって、以下の**留意事項**がありますので、ご確認ください。

留意事項

証明書の交付には、**県が行う立入調査**（居宅訪問型保育事業所に対しては集団指導及び書類審査）において、**各基準を満たしていることを確認する必要**があること

県の立入調査等は定期的を実施しているものの、基準の中には、年2回の児童の健康診断の実施を確認する項目など、基準を満たすことの確認に一定の期間を要するものが含まれていることから、**施設が設置された後、基準を満たすことを確認できるまでには早くても半年程度の期間を要すること**

以上のことから、**今後新規設置する施設については、令和6年9月末までに県の立入調査を実施できないことがあること**

※令和6年10月以降に開設する施設も同様に立入調査で基準適合が確認できるまでの間は幼児教育・保育の無償化の対象外となります。

